

## 第11 民事介入暴力の根絶と被害者の救済

### 1 はじめに

暴力団等の反社会的勢力が、民事紛争に介入して不当な利益を上げる民事介入暴力に対する対策は、その不当な介入を事前に予防し、差止め、事後に被害回復等を図る人権救済活動であり、まさに「法の支配」を社会の隅々に貫徹させる実践の場である。

### 2 民事介入暴力の現状

暴力団は、伝統的な資金獲得活動に加え、その組織実態を隠蔽して企業活動を仮装し、一般社会における資金獲得活動をしている。最近では、とりわけ各種公的給付制度を悪用したり、いわゆる特殊詐欺に組織的に関与するなど、詐欺的な手法による資金獲得活動を行っていることが指摘され問題となっている。また、近年、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件、暴力団排除運動に対する嫌がらせや反撃事件が発生しており、拳銃や手りゅう弾といった殺傷能力の高い武器が使用され、事業者はもとより地域社会に対する大きな脅威となっている。さらには、暴力団の最大勢力である六代目山口組が2015(平成27)年8月に神戸山口組と分裂し、全国各所で抗争が頻発しており、予断を許さない状況にある。

### 3 民事介入暴力対策の整備

全国の弁護士会は、民事介入暴力の根絶と迅速な被害救済を行うために、次のような対策をさらに充実させていくべきである。

#### ① 民事介入暴力被害者救済センター

被害者の救済及び被害の予防を目的とする「民事介入暴力被害者救済センター」をさらに充実・活性化するとともに、市民に対する更なる周知に努め、民暴被害の救済に当たるとともに、会員からの共同受任要請に対応していく。

#### ② 研修会の実施

会員に向けて、民暴事件の手口やその対応方法、反社会的勢力との関係遮断に関する研修を行う。

#### ③ 他の諸機関との連携

民事介入暴力対策において、警察、暴追センター、特防連、及び法務局人権擁護部（えせ同和行為対策等につき）等との連携は不可欠である。具体的には民暴被害の具体的事案等で連携したり、民暴研究会を実施し、研修会を共催するなどをして、連携を図っていく必要がある。

#### 4 今後の課題

社会全体による暴力団排除活動を進めていくことが重要である。企業の経済活動から反社会的勢力を排除するために、犯罪対策閣僚会議では「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を公表し、取引関係を含めた一切の関係を持たないよう求めている。また、全国の地方自治体において暴力団に対する利益供与の禁止等を内容とする暴排条例を定め、企業や市民が反社会的勢力から被害を受けないための環境づくりを進めている。弁護士会も、上記企業指針及び暴排条例の周知と普及に協力し、企業に対し内部統制システムに暴力団排除を組入れる等サポートをしていくべきである。

暴力団対策法は、①暴力団によるグレーゾーン行為を暴力的要求行為として規制し、②国・地方公共団体の責務として暴力排除活動の促進を規定した。また、③威力利用資金獲得行為に関する代表者等の損害賠償責任を規定するとともに、④損害賠償請求等に対する妨害行為を規制し、⑤対立抗争等に関する賞揚等の規制も図っている。さらには、⑥特定抗争指定暴力団、特定危険指定暴力団等の指定の制度、⑦都道府県暴力運動推進センターによる事務所使用差止にかかる適格団体訴訟制度が導入され、⑧暴力的要求行為の範囲も拡充された。我々は、これらの制度を利用し、民暴被害の救済に役立てなければならない。